

税務情報

◎民主党政権における税制改革

1、基本原則「公平・透明・納得」

⇒納税者の立場に立ったあるべき税制の姿は、公平で仕組みが透明で分かりやすく、その仕組みに基づいて納税することについて、誰もが納得できるものである。

2、平成22年度税制改正の概要

① 個人所得課税（平成23年分以降から適用）

(1)子ども手当の創設により、年少扶養親族（16歳未満の者）に対する扶養控除（38万円）の廃止（住民税は33万円）

(2)高校の実質無償化に伴い、16歳以上19歳未満の特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）の廃止（住民税は12万円）

(3)寄附金控除の適用下限額を2千円（現行5千円）に引下げ

※子ども手当⇒平成22年4月（毎年2、6、10月に支払）より支給開始、初年度は月1万3千円、翌年23年度からは月2万6千円の支給予定である。平成22年3月に廃止された児童手当とは異なり、親の所得制限なしで中学卒業までのすべての子どもに支給される。（中学生の子どもを扶養している場合には、認定申請が必要な場合がある。）

※高校の実質無償化

公立高校⇒授業料相当額を助成し、実質的に授業料を無料化

私立高校⇒年額約12万円(低所得世帯は約24万円)の助成（当該高校に申請が必要）

② 法人課税

(1)特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止

⇒平成22年4月1日以降に終了した事業年度から適用される。

(2)租特透明化法

⇒法人税関係特別措置（税額又所得の金額を減少させる規定等によるものに限る。）の適用を受けようとするものは、それを記載した適用額明細書を法人税申告書に添付しなければならない。（平成23年4月1日以降に終了する事業年度から適用。）

③ 資産課税

・住宅取得等資金の贈与に係る非課税措置（暦年課税・相続時精算課税の両方に適用可能）

直系尊属（父母や祖父母など）から住宅取得等資金の贈与を受けた受贈者が、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその住宅取得等資金を自己の居住の用に供する一定の家屋の取得等の対価に充て、かつ、自己の居住の用に供したときは、住宅取得等資金のうち500万円までの金額について贈与税が非課税となります。（申告は必要）

この上記非課税措置について、所得制限（2千万円）を付した上で、非課税限度額を、平成22年は1,500万円、平成23年は1,000万円に引き上げる。

※平成22年に限り、所得制限のない500万円非課税枠の利用も選択可能